

2004年3月15日

IATA 危険物規則書 2004年1月1日 第45版の主な変更点

IATA 危険物規則書の第45版 (IATA Dangerous Goods Regulations 45th Edition) は ICAO 技術指針の2003-2004年版に対して ICAO から通知のあった変更点ならびに IATA の危険物委員会において採択された変更点をすべて網羅している。ここに掲示した変更点は、変更点の中で主なものと考えられるものを列記したのに過ぎず、決して全ての変更点を記したものでない事に留意されたい。細かい変更点のすべては第45版の欄外に所定のマークを付して注意を喚起してある。

さらに、規則書発刊後に修正された要件の主なものも併せて掲げてある。

Table 1.5.A – 教育訓練カリキュラムの最低要件

表中の5番の職種 (Category 5) は「旅客を取り扱う職員」と「旅客および旅客の手荷物の検査に携わる保安要員」を表しているが、この職種に『貨物も含む』と追記され、「貨物の保安検査に携わる保安要員」も危険物訓練を受ける必要があることが明記された。

Table 2.1.A -- 如何なる場合でも航空機搭載が禁じられている物件・物質の表

第45版ではこの表を全面削除した。第4章の4.2 危険物リスト(青いページ)にすべて輸送禁止品は Forbidden と明記されているので重複を避け、青いページの重要度を増した。

2.9.2 – 政府例外規定

ベルギー政府例外規定 BEG-03 は同政府例外規定 BEG-02 のために該当する火薬類を列記しているが、この火薬類に Class 9 UN3268 Air bag inflators, Air bag modules および Seat belt pretensioners が加えられた。

アメリカ政府例外規定 USG-01 および USG-13 を修正して危険物貨物を差し出す shipper および輸送を受託した operator は当該貨物の危険物申告書を最低 375 日間保存していなければならないと義務付けた。

アメリカ政府は新しい USG-16 を加え、Air bag inflators, Air bag modules および Seat belt pretensioners をアメリカ向け、アメリカ発ならびにアメリカを経由して輸送する際には、事前の許可が必要であるとした。

2.9.4 – 運航者例外規定

数多くの追加、削除ならびに変更点があるので、45版をよく参照して欲しい。特に、次の発刊後の修正に注意されたい。

AC-03 免除された量(微量危険物)の規定によるものは受託しないとあるが、この例外規定は全文削除された。記述を “Note used” に修正する。

AF-06 新例外規定 Dangerous goods in consolidations will not be accepted for transport and handling, with exception for ID8000 (consumer commodities) and UN1845 (carbon dioxide, solid or dry ice) when used as a refrigerant for non-dangerous goods (see 8.1.2.4). Dangerous goods in a consignment of multi-packages originating

from a single shipper are permitted.

混載貨物に危険物が混入しているものは輸送のための受託も取扱いもしない。例外は ID8000 (消費者用商品) と危険物でない貨物の冷媒として使用されている UN1845 (固形二酸化炭素またはドライアイス) の場合のみである。単一の荷送人から出荷される複数個の貨物に混入されている危険物はこの限りでない。

JL, LH, SK と SQ の例外規定には数多くの新例外規定が挿入されている。これらの新例外規定は、この 4 社で構成する貨物アライアンス "WOW" に基づき、危険物貨物の取扱の整合性を意図したものである。

PR-02 新例外規定 Wheelchairs or other battery-powered mobility devices with spillable batteries will not be accepted for carriage as checked baggage (see 2.3.2.4 and 9.3.15).

非防漏型のバッテリーが装備されている車椅子やバッテリーで作動する道具は預入れ手荷物としての受託はしない(2.3.2.4 および 9.3.15 参照)。

PR-03 新例外規定 Fuel containers for camping stoves that have contained a flammable liquid fuel will not be accepted for carriage as checked baggage (see 2.3.2.5).

かつて引火性液体燃料が入っていたキャンプ用ストーブの燃料タンクは預入れ手荷物としての受託はしない(2.3.2.5 参照)。

Section 3.3 から 3.5 まで

国連の UN Manuals of Tests and Criteria から転記されていた「試験方法」のみに関わる記述はほとんど削除された。3.4 と 3.5 は形式を少し変更して、分類の際に参照する要件ならびに packing group の判断を容易にした。

3.4.1.3.1 の感度を劣化した固体の火薬類に次の国連番号を追加した。
UN 3364, 3365, 3366, 3367, 3368, 3369 並びに UN 3370

3.6.2 Division 6.2 – 病毒を移しやすい物質

診断用検体の定義に、診断用もしくは研究用に輸送される物質には病原菌が含まれているか、含まれている恐れがある旨、特記した。ICAO より 2002 年末に診断用検体の定義を更に明確にするという変更通知を受けての措置である。病原菌のリストを新付録 Appendix I に加えたという新 Note (注釈) を 3.6.2 に加えた。

Section 3 Page 93 3.6.2.2.1

文の最後に 2.1.2 の脱字を挿入する。最後の文章は Infected live animals must not be transported by air unless exempted in accordance with 2.1.2 となる。

Table 3.10.A – 危険性と包装等級の優先順位

主危険性と副次危険性の判断に使用する Table 3.10.A に、国連のモデル規則 (UN Model Regulations) に合致するために ICAO が行なった修正に合わせて、下掲の追加を表示した。今まで、空欄になっていた第 3 分類と 区分 4.3 の 2 つの性質を持つ危険物については主危険性が区分 4.3 になり、副次危険性が第 3 分類となることを挿入した。

分類もしくは 区分番号	包装等級	分類もしくは区分番号並びに包装等級				
		4.2 II	4.2 III	4.3 I	4.3 II	4.3 III
3	I*			4.3, I	4.3, I	4.3, I
3	II*			4.3, I	4.3, II	4.3, II
3	III*			4.3, I	4.3, II	4.3, III

*自己反応性物質以外の区分 4.1 の物質、および感度を劣化した固体の火薬類並びに感度を劣化した液体の火薬類以外の第 3 分類の物質

4.2 – 危険物リスト(青いページ)

数多くの変更が危険物リストになされている。これらは、ICAO によって行なわれた技術指針 (Technical Instructions)の最新の変更点および国連のモデル規則(UN Model Regulations)が行なった変更を反映している。他にも変更はあるが、次の3点を特記する。

- ・ **UN1278** – 正式輸送品目名が Propyl chloride から 1-Chloropropane に変更された。
- ・ **UN1305** – 新しい正式輸送品目名は Vinyltrichlorosilane となった。"stabilized"の文言が削除された。
- ・ **UN1350 – Sulphur** 今まで数量は「上限なし」(unlimited)であったが、少量危険物貨物 (Limited Quantity) の場合は包装基準 Y419 に 10kg まで、旅客機搭載の場合は、包装基準 419 に 20kg まで、貨物専用機搭載の場合は包装基準 420 に 100kg までと、制限量が決まった。

第5章 – 包装基準

5.0.2.4 容器の品質に追加文が加わった。

容器が輸送に供せられたときに適応する 6.3 から 6.6 までの容器検査基準に合格するため、また、5.0.2.9 の圧力差の合格基準要件を満たすため、容器の製造業者および下流の販売業者は(内装容器および容器の閉じ方に関する情報を含め)取らなければならない手順や、(必要なガスケットに関する情報を含めて)蓋の種類の詳細および寸法、並びに、適宜、他の部品に関する情報を提供しなければならない。

PI 416 – この包装基準のページに UN3364, UN3365, UN3366, UN3367, UN3368, UN3369 および UN3370 を加えた。これらの物質は第 44 版で青いページに追加されたものであるが、PI416 に当該国連番号の表示が欠落していた。

PI Y501 – UN3139 Oxidizing liquid, n.o.s. について内装容器の制限量の表示がなかったのでそれを加えた。

PI 650 – 容器の最低許容寸法を訂正し、100mm(4 in)より小さい外寸の容器であっても輸送可能とした。しかし、容器の何れか一面は最低限、100 x 100mm(4 x 4 in) 以上なくてはならない。容器に記載する文言は今後 DIAGNOSTIC SPECIMENS のみでよい。この変更は国連の要件に合わせたもので、この変更により、PI 650 は multi-modal に対応する形となった。もし、冷媒としてドライアイスや液体窒素を使用している場合には、追加の文言表示が必要になり、危険物規則の当該冷媒物質に関する適用要件の充足が必要となる事は言うまでもない。また、7.1.5.8 による Air Eligibility Mark (航空適合マーク)の要件は must から may に変更された。Pg 438 の下から 13 行目の 3 文字目の must を may に修正する。

PI 905 – Paragraph (a)に変更を加え、適用物件に追加して、以前 Gas generator assemblies の品名で輸送されていた物件も加えた。ID8013 Gas generator assemblies は最早存在しない製品として 2003-2004 版 ICAO Technical Instructions から削除され、IATA DGR 44 版からも削除されていたものである。ところが、最近になって引き続き製品として存在し、かつ、使われている事が判明したので、今後この物件は UN2990 Life-saving appliances, self-inflating として輸送する事とし、PI 905 が適用される。

PI 910 – Pg 494 7.1.5.8 による Air Eligibility Mark (航空適合マーク)の要件は任意になったので、(m)項の 2 文字目の must を may に修正する。

Section 6

Page 506 6.0.3.6.1 誤字 最終行の最後のレファランス 6.6.3 を 6.6.2 に修正する。

7.1.5.1 – 外装容器につけるマーキング

7.1.5.1 (d) 外装容器とオーバーパックに付けなければならない数量表示の要件を包装物が 2 個以上ある場合に修正した。次の文章を(d)の最後に付け加える。

Except for Carbon dioxide, solid (dry ice), this requirement only applies to consignments of more than one package.

固形二酸化炭素(ドライアイス)を除き、この数量表示の要件は、容器が2つ以上ある貨物にのみ適用する。

7.1.5.8 – 航空適合マーク(Air Eligibility Marking)

Air Eligibility Marking を付けることは任意となった。7.1.5.8 の文章を下掲のように大幅に修正する。

Packages, including those used for limited quantities of dangerous goods, may be marked to indicate that the shipper has determined that the package meets the applicable air transport requirements. If the marking is applied, the following requirements must be met:

- The marking must be applied as prescribed in 7.1.3.1 and 7.13.2 and must be placed adjacent to the Proper Shipping Name and UN number markings prescribed in 7.1.5.1(a);
- The marking must be durable, legible and of such a size relative to the package as to be readily visible;
- The marking must include the symbol consisting of an aircraft with a circle and may include the words “Air Eligible”.

容器には荷送人が、少量危険物の容器も含め、容器が適応する航空輸送の要件を満たしていることを確認した旨のマーキングを施す事が望ましい。もし、マーキングが付される場合には、下記の要件を満たさなければならない。

- マーキングは 7.1.3.1 および 7.1.3.2 を満たし、かつ、7.1.5.1(a)に規定されているとおり、正式輸送品目名と国連番号が記入されている近辺に付さなければならない。
- マーキングは長持ちするもので、判読でき、且つ、大きさは容器に見合った大きさとし直ぐに見えるものでなければならない。
- マーキングは丸に航空機のシルエットのものとし、Air Eligible の文言が付されていても差し支えない。

7.2.4.5 – Keep Away From Heat 新ラベル

新ラベル「熱源から遠ざけよ」(Keep Away From Heat) が導入された。7.4.6 と 7.4.F として図案が提示されている。特別規定 Special Provision A20 に該当する区分 4.1 の自己反応性物質 (Division 4.1 の self-reactive substances)と区分 5.2 の有機過酸化物 (Division 5.2 の Organic peroxide)を収納した外装容器に貼付けなければならない。2004 年から任意実施とし、2005 年 1 月 1 日から厳守となる。

8.1.6.9 – 危険物申告書の書式の変更

8.1.6.9.1 の Note に書かれていた危険物申告書の本体部分の UN ナンバー、正式輸送品目名などを書き込む順序を変更した新書式を 2005 年 1 月 1 日から完全実施することになっていたが、これを延期した。新 Note では、完全実施は 2007 年 1 月 1 日からとするとしている。この件については国連の場で multi-modal に融和した実施を見たいという希望から調整がなされている。

8.1.6.9.1(a)と 8.1.6.9.1(b)に異なった危険物申告書の本体の記載順序が規定されているが、記述がハッキリしていないので、IATA から補足説明があった。それによると、記載順序は下記のように変わって行く。

(1) 2004 年 12 月 31 日までは使い慣れた現行の書式の順である。

PSN、Class または Div 番号、国連番号、PG、副次危険性の順序

例: Acetyl chloride, 3, UN1717, II, 8 となる。

(2) 2005 年 1 月 1 日から、二通りの記載順序が認められる。

PSN、Class または Div.番号、(副次危険性)、国連番号、PG の順序か

国連番号、PSN、Class または Div.番号、(副次危険性)、PG の順序でもよい。

例: Acetyl chloride, 3 (8), UN1717, II の順での記載か、

UN1717, Acetyl chloride, 3 (8), II の順でも良いということになった。

(3) 2007 年 1 月 1 日からは、下記の順序以外の記載は認められない。

国連番号、PSN、Class または Div.番号、(副次危険性)、PG の順のみが認められる。

例: UN1717, Acetyl chloride, 3 (8), II のみ が認められる。

8.1.3.6 – Molten 状態で輸送する固体

脱字があるので、この項の最初の文章を次のように修正する。

When a substance, which is implicitly a solid according to the definition of “liquid” in Appendix A is offered for air transport in the molten state, the word “molten” must be added to the Proper Shipping Name shown in the List of Dangerous Goods, unless it is already included.

もし、付録“A”にある“Liquid”の定義によれば「固体」の部類に属する物質を溶融した状態(in the molten state)で航空輸送に呈するときは、危険物リストに示されている正式輸送品目名に molten という言葉がすでにないかぎり、molten の文言を付加しなければならない。

9.3.15.1 (b) 車椅子の搭載方法

誤字があるので、最後の黒丸の文章を下記に差し替える。

- ・ these packagings must be marked “BATTERY, WET, WITH WHEELCHAIR” or “BATTERY, WET, WITH MOBILITY AID” and be labeled with the “Corrosive” label (see Figure 7.3.U), and with the “Package Orientation” label (see Figure 7.4.D and Figure 7.4.E).

10.7.1.6 航空適合マーク(Air Eligibility Markings)

マーが任意になったので、2行目の3文字目の must を may に修正する。

Appendix A – Glossary

Lithium battery の定義を変更し、「バッテリー(組電池)とは1つまたは1つ以上のセル(単電池)で構成されている」と修正された。この修正は国連の UN Manual Tests and Criteria の現行版の修正を反映したものである。

Appendix B – Nomenclature

B.1.4 として新たな節を設け、ヨーロッパで標準的にコンマ(,)をもって小数点を表す方法を認めた。例: 35.56 をヨーロッパでは 35,56 と書く。

Appendix E – Competent Authorities

最新の名簿に改めた。

Appendix F – Packaging Testing Facilities, Manufacturers and Suppliers

F.1 と F.2 に若干の修正を加えた。

Appendix H – 新規追加の付録

IATA 出版物販売代理店と IATA 公認危険物教育訓練校のリストを新付録 H として編集した。

Appendix I – Infectious Substances

この新付録には病ウイルスを移しやすい物質と診断用検体に適用となる 2005 年 1 月 1 日から実施の新規定に関する事前情報が記載されている。この新付録は変更後の規則書の使い方を容易にする意図で加えられたものである。新付録内で記載されているように、情報の一部分は、まだ討議中で、必ずしも固まったわけではない事に留意されたい。

以 上